

経済産業省、公正取引委員会、総務省

- デジタル・プラットフォームは、「両面市場」を構成し、事業者・消費者双方の便益を大きく向上させている。一方、寡占・独占が生じやすい等の特性があり、その競争優位を背景に、契約条件やルールの一方向的押し付け・変更、サービスの押し付けや過剰なコスト負担等、取引慣行の不透明・不公正を巡る問題も指摘されている。
- そこで、「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」及びその下のワーキング・グループにおいて、学識経験者・実務家による議論がなされ、デジタル・プラットフォームと利用者との間の取引の透明性・公正性の確保等に向けたルール整備のオプションが整理されたもの。
- 今後は、本オプションを参考に、公正取引委員会による実態調査の結果も踏まえ、政府においてより詳細な検討を進める。

基本的な視点

- 自由競争やイノベーションによって実現された地位（市場支配力）自体ではなく、競争優位にある力を濫用して公正な競争を歪める等の行為が問題。デジタル・プラットフォーム経済の健全な発展のためには、利用者との関係はもちろん、事業者との関係も含め、公正な取引慣行の実現が必要。
- 一方、包括的で介入的な規制、硬直的な規制によって、未知のイノベーションを阻害し、利用者の便益を低下させることは避ける必要。変化の早いデジタル市場におけるイノベーションの維持・促進とのバランスのとれたルール整備が何より重要。

ルール整備の方向性とオプション

- 過剰規制回避の観点からは、独占的な事業者に対する規制（伝統的な「不可欠施設」の運営者に対して課されていた免許制等の厳しい規制）、一般的な「業」規制（デジタル・プラットフォーム「業」の創設）ではなく、競争制限のおそれがある行為を事後規制として捉える独占禁止法の積極運用を中心に据えることが望ましい。
- デジタル・プラットフォームを巡る競争優位性に伴う不公正取引のおそれについても、独占禁止法の規制の適用による対応は可能。
- 一方、変化が激しく、依存度の高い中小企業・ベンチャー小規模事業者が存在する中、厳格な事後規制の執行である独占禁止法には、その性質上、迅速かつ効果的な救済や透明性を実現するための明示・開示の義務付け等には限界があり得る。そこで、独占禁止法の迅速かつ適切な執行を可能とする方策を検討するとともに、独占禁止法を補完してデジタル市場の透明性・公正性を促進する規律を検討するべき。

独占禁止法

【独占禁止法の迅速かつ適切な執行を可能とする方策のオプション】

- ① ガイドラインの制定
- ② 特殊指定の告示
- ③ 確約手続の積極活用
- ④ 事業者団体の組成
- ⑤ 40条調査を含む継続的な市場の実態調査

独占禁止法の補完規律

- 包括的で介入的な類の事前規制ではなく、以下の観点から、一定の開示・明示義務を中心に設計。
 - ① 独占禁止法違反の未然防止のための規律
 - ② 利用者の合理的選択を促すための規律
 - ③ 利用者のスイッチング・コストを下げるための規律
- 自主規制、法規制、共同規制の中から、自主性・柔軟性と実効性のトレードオフ関係に留意しつつ検討していくことが必要。
※対話を通じたルール設計（プラットフォームから行政やステークホルダーへの積極的な説明等）、自主的取組を評価し促進する措置も重要。
- 民事措置のみならず、行政措置も含めたエンフォースメントの検討が必要。
※市場への情報提供（公表等）を通じた行動変容を促す方法も検討に値する。
- 対象とする類型、規模についても検討が必要。
※オンライン・ショッピングモール、アプリ・ストアを議論の起点とする。ある程度巨大なプラットフォームに限定することを検討。